

事業者の皆様へ

事業所から出るごみの処理 — 問われますあなたの責任 —

1 知っていますか？

事業者処理責任があることを

事業者の皆様には、ごみを適正に処理しなければならない責務があることをご存知ですか？
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条において「事業者処理責任」が規定されています。
「知らなかった?!!」では済まされません。
事業所から出るごみは、事業者の責任で適正に処理してください。

事業者処理責任

1 自己処理責任

事業者の皆様は、事業活動に伴って生じた事業系ごみを、自ら処理施設に運搬するか、または廃棄物処理業者に委託して適正に処理しなければなりません。

2 適正処理

適正な処理とは、法令で定められた基準（委託基準、処理基準）に従って処理をすることです。自己処理だけでなく、許可業者への委託処理も含まれます。
もし、処理を委託した廃棄物収集運搬業者が不法投棄をした場合、処理を委託した者も責任を問われることがあります。

3 ごみの減量

事業者の皆様には、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルを行うとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器などが廃棄物となった場合、その適正な処理が困難にならないようにするなど、ごみの減量に努めなければなりません。

2

区分できていますか？

事業者から出るごみ(事業系ごみ)

事業系ごみとは

商店、飲食店、会社、工場などから排出される廃棄物を、事業系ごみといいます。

事業系ごみは、一般廃棄物と産業廃棄物とに区分されます。

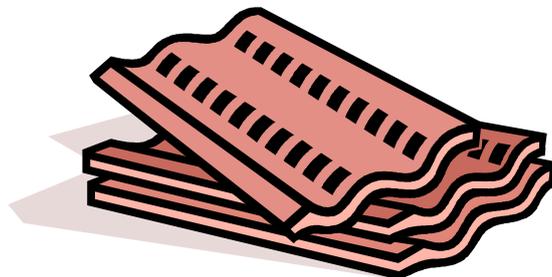
一般廃棄物と産業廃棄物は、処理ルートが異なりますので事業系ごみは排出される前にきちんと区分することが必要です。

事業系ごみの区分とは

産業廃棄物 【法で定められた 20 種類】

	種 類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭がら、焼却灰、炉清掃排出物、廃活性炭 等
	2 汚泥	排水処理汚泥、メッキ汚泥、ビルピット汚泥、研磨かす、洗車場汚泥、生コン残さ 等
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、アルコールなどの溶剤、タールピッチ 等
	4 廃酸	写真定着廃液、廃塩酸、廃硫酸、廃鉛バッテリー液、各種の有機廃酸類など全ての酸性廃液 等
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属石けん液、自動車不凍液など全てのアルカリ性廃液 等
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、発泡スチロール、廃タイヤ 等
	7 ゴムくず	ゴムチューブ等の天然ゴムくず
	8 金属くず	空き缶、鉄くず、非鉄金属くず、ハンダかす、切削くず 等
	9 ガラスくず、コンクリートくず、及び陶磁器くず	空き瓶、板ガラスくず、石膏ボード、耐火レンガくず 等
	10 鉱さい	高炉、平炉、転炉、電気炉等溶解炉かす、鋳物廃砂、ボタ、不良石炭 等
	11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、レンガの破片その他これに類する不要物
	12 ばいじん	大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設及び産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの

	種 類	具 体 例
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	14 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材又は木製品製造業、パルプ製造業から生ずる木材片、おがくず 等
	15 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、繊維工業（縫製を除く）から生ずる木綿、羊毛等の天然繊維くず
	16 動植物性残さ	食料品、医薬品製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら 等
	17 動物系固形不要物	と畜場でと殺又は解体、食鳥処理場において食鳥処理したことで発生した固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	20	1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらに該当しないもの



事業系一般廃棄物 【産業廃棄物以外の廃棄物】

種 類	具 体 例
生ごみ	飲食店の厨房やオフィスで働く方の残飯 等
紙くず	オフィスの書類・コピー用紙等の他、次に掲げる産業廃棄物以外の紙くず 【建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業の業種から生ずるもの】
木くず	次に掲げる産業廃棄物以外の木くず 【建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等】

3

適正な処理できていますか？

一般廃棄物と産業廃棄物

事業所から出るごみの処理を委託する場合、一般廃棄物は一般廃棄物処理業者へ、産業廃棄物は産業廃棄物処理業者へ、それぞれ委託をして適正な処理をしましょう。

1 一般廃棄物の委託処理

次のような委託基準（ルール）が法令で定められています。ルールを守って委託をしてください。

- 一般廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可を持っている業者に委託してください。
- 委託しようとしている一般廃棄物を事業の範囲にしている収集運搬業又は処分業者に委託してください。
- 収集運搬は収集運搬業者に、処分は処分業者に、それぞれに委託してください。

一般廃棄物処理業者の紹介は次のところで行っています。

- 隠岐の島町環境課 電話 2-8565

ア 委託するときに注意しましょう 廃棄物の排出量

一般廃棄物の排出量は、処理料金の支払の基礎になるものです。排出量の把握を業者任せにするのではなく、自ら計量したり目視したりすることにより、きちんと排出量を把握することが大切です。ごみを出すたびに計量するのが難しいようでしたら、容器や袋ごとで重さを決め、それがいくつあるかで排出量を把握する方法も良いでしょう。

2 事業系ごみを町の収集に出すには

町では、事業系ごみの収集は行っていません。直接搬入が困難な場合は収集運搬業の許可業者に委託して下さい。分別方法は、家庭系ごみと一緒にですが、ダンボールについては、資源ごみとして受け付けています。分別されていないごみは、処理しませんので、分別ルールを守ってください。

3 産業廃棄物の処理

委託しようとする産業廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可を持っている業者に委託しなければなりません。また、それぞれと委託契約をし、その契約書は5年間保管しなければなりません。

その他の委託基準、処理基準など詳しくは、島根県環境生活部廃棄物対策課のホームページ (<http://www.pref.shimane.jp/section/haitai/>) に載っています。ご覧いただき、ルールに従って、適正に処理してください。

4

ごみの減量に努めていますか？

3Rの実践

適正なごみの処理ができたなら、次にごみの減量とリサイクルに取り組みましょう。ごみの量を正しく知り、多ければ減らし、適量ならば増えないように自ら管理する。そして何よりも「ごみはできるかぎり出さない、つぐらない」を心がけること。ごみ減量の基本は、家庭も事業所も同じです。ごみ減量の「3つのR」を実践して、ごみの減量を進めましょう!!

1 まずは、ごみ処理費用を把握しましょう

ごみの減量をするためには、まず、事業所から出るごみの量を把握することが大切です。自らが排出するごみの量、現状がわからないでは減量できません。ごみ処理費用を把握することは、現状のごみ量を把握することと同じで、経費節減も図れます。まずは、継続的にごみ処理費用を把握し、どれだけ減らせばいいのか目標を立てましょう。さらに、ごみの量を種類別に把握すると、それぞれのごみを、どのように、どれだけ減らせばいいのか分析できますので、実践してみましょう。

2 ごみ減量の「3つのR」を実践しましょう

ごみを減らすためには、3つのR

- Reduce（リデュース）
- Reuse（リユース）
- Recycle（リサイクル）

が大切だと言われています。特に、リデュースの実践が必要です。できるかぎりごみを減らし、繰り返し使えるものを使用する。それでも出してしまうごみの中から、リサイクルできるものはリサイクルする。

3つのRを実践してごみを出さない工夫をしましょう。

処理委託に関する問い合わせや、産業廃棄物処理業者の紹介は次のところで行っています。

- 島根県 環境生活部 廃棄物対策課 指導グループ TEL. (0852) 22-5261
- 隠岐保健所 環境衛生部 環境衛生グループ TEL. (08512) 2-9719

一般廃棄物については町が、産業廃棄物については島根県が取り扱いをしています。それぞれの処理については、それぞれのルールに従って、適正に処理してください。

リデュース

ごみになるものを減らすこと

- ◆使い捨て製品（紙コップ・紙タオル・弁当容器等）の使用を見直しする。
- ◆文具などは長く使用できるものにし、必要以上の量は購入しない。
- ◆紙の使用量を把握し、使用方法の見直しをする。
 - ・両面印刷の推進
 - ・ミスコピー紙の裏面をメモ用紙やファックス受信用紙などへの利用
 - ・連絡手段をFAXから電子メールに変更する等、ペーパーレス化を推進
 - ・文書の回覧化、ファイリングシステム等により書類の共有化、一元化を進める

REDUCE
リデュース



REUSE
リユース

リユース

使い終わったものを捨てないで 繰り返し使うこと

- ◆配送などに使う容器を繰り返し使えるものに替える
- ◆回収した製品を再利用する。
- ◆事業所内で、不用となった事務用品などの販売・交換を行う。
- ◆メモ用紙には広告やチラシなどの裏を使う



リサイクル

もう一度資源として生かして使うこと

- ◆資源は分別を徹底し、リサイクルに出す。
- ◆分別容器やリサイクルボックスには一目でわかる表示等の工夫をすると良いでしょう。

RECYCLE
リサイクル



3 再生品を利用しましょう

資源から作った再生品を使わなければ、リサイクルの輪はできません。再生品の目印の付いている製品を可能な限り購入し、利用するようにしましょう。再生品の目印としてこれらのようなものがあります。



エコマーク
環境への負荷が少ない製品に
表示されています。



PETボトルリサイクル推奨マーク
PETボトルをリサイクルした製品に
表示されています。



グリーンマーク
古紙を再生利用した製品に
表示されています。



再生紙使用マーク
再生紙を使用した製品についています。
数字は古紙配合率を表しています。



再生紙を使用しています

隠岐の島町 環境課 ☎ 2-8565
E-mail kankyou@town.okinoshima.shimane.jp